第１号様式

（番　　　号）

年　　月　　日

福島県知事

（福島県○○農林事務所長経由）

直接交付事業者の長

市町村長

○○年度福島県強い農業づくり総合支援交付金の事業実施計画（年度実施計画 ※１）（及び再編利用計画・再編合理化計画 ※２）承認申請書

福島県強い農業づくり総合支援交付金事務取扱要領第２の２（及び第３の２ ※３）の規定に基づき、下記のとおり承認申請します。

記

１　事業実施主体名

２　事業実施計画　 別添のとおり

（年度実施計画 ※１）

　（及び再編利用計画・再編合理化計画 ※２）

※１　複数年にわたる整備事業で２年度目以降の事業計画について申請する場合に、「年度実施計画」とすること。

※２　再編計画と併せ申請する場合に、「事業実施計画及び再編利用計画」もしくは「事業実施計画及び再編合理化計画」とすること。

※３　再編計画と併せ申請する場合に、「第２の２及び第３の２」とすること。

第２号様式

（番　　　号）

年　　月　　日

直接交付事業者の長

様

市町村長

福島県知事

○○年度福島県強い農業づくり総合支援交付金の事業実施計画（年度実施計画 ※１）（及び再編利用計画・再編合理化計画 ※２）の承認について（通知）

○○年○月○日付け○○第○号にて申請ありましたこのことについては、福島県強い農業づくり総合支援交付金事務取扱要領第２の３（及び第３の３ ※３）の規定に基づき、下記の事業について承認します。

記

１　事業実施主体名

２　交付金目名

３　政策目的

４　県事業名

５　県小事業名

※１　複数年にわたる整備事業で２年度目以降の事業計画について承認する場合に、「年度実施計画」とすること。

※２　再編計画と併せ承認する場合に、「事業実施計画及び再編利用計画」もしくは「事業実施計画及び再編合理化計画」とすること。

※３　再編計画と併せ承認する場合に、「第２の３及び第３の３」とすること。

第３号様式の１

（番　　　号）

年　　月　　日

○○農林事務所長 様

農林水産部長

○○年度福島県強い農業づくり総合支援交付金の割当内示について（通知）

このことについて、下記のとおり割当内示をしますので、事業執行については、適正に処理されるよう願います。

記

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 交付金目名  政策目的  （県事業名）  （県小事業名）  【事業実施主体名】 | 既内示額 | 今回内示額 | 計 |
|  |  |  |  |
| 合計 |  |  |  |

第３号様式の２

（番　　　号）

年　　月　　日

直接交付事業者の長

様

市町村長

福島県農林水産部長

福島県○○農林事務所長

○○年度福島県強い農業づくり総合支援交付金の割当内示について（通知）

このことについて、下記のとおり交付金が交付される見込みなので、福島県農畜産物産地体制強化事業補助金等交付要綱第３条の規定に基づき交付金交付申請書を提出してください。

記

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 政策目的 | 事業実施主体名 | 交付金割当内示額 | 備考 |
|  |  |  |  |

２　提出期限　　　　　　年　　月　　日

（注）直接交付事業者の場合には直接交付事業者の長あてに通知し、間接交付事業者の場合には

市町村長に通知する。

第４号様式

（番　　　号）

年　　月　　日

福島県知事

（福島県○○農林事務所長）

（○○市町村長経由）

事業実施主体の長

○○年度福島県強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ（又は卸売市場等支援タイプ）に係る事業実施設計書について

年　月　日付け（文書番号）で承認のあった強い農業づくり総合支援交付金の事業実施計画に基づき、実施設計書を作成しましたので、別紙のとおり提出します。

（注）直接交付事業者の場合には福島県知事あてに提出し、市町村の場合には福島県農林事務所長に提出する。

第５号様式

交付決定通知の書例

福島県指令（課名又は所名の約字）第○○号

交付事業者名（住　　所）

（氏　　名）

　　年　月　日付け　第　号で申請のあった　　　年度福島県強い農業づくり総合支援交付金については、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）第５条の規定により、次のとおり（又は次のとおり修正の上）交付することに決定したので、同規則第７条の規定により通知する。

　　　年　月　日

福島県知事

○○　○○

福島県○○農林事務所長

〔交付事業の目的及び内容〕

（申請どおり決定する場合）

１　交付金の交付の対象となる事業は、　　　年　月　日　第　号で申請（以下「申請書」という。）のあった強い農業づくり総合支援交付金とし、その内容については、申請書の交付事業の内容欄記載のとおりとする。

（修正決定する場合）

１　交付金の交付の対象となる事業は、　　　年　月　日　第　号で申請（以下「申請書」という。）のあった強い農業づくり総合支援交付金とし、その内容については、下記のとおり修正するほか申請書の交付事業の内容欄記載のとおりとする。

〔交付事業に要する経費、交付金の額及び交付金の額の変更の権限留保〕

２　交付事業に要する経費及び交付金の額は、次のとおりである。ただし、交付事業の内容が変更された場合における交付事業に要する経費及び交付金の額については、別に通知するところによるものとする。

（国の交付金の目名）　農業・食品産業強化対策整備交付金

交付事業に要する経費　　　金　　　　　　円

交付金の額　　　　　　　　金　　　　　　円

〔経費の配分〕

（申請どおり決定する場合）

３　交付事業に要する経費の配分及びこの配分された経費の額に対応する交付金の額の区分は、申請書の経費の配分欄記載のとおりとする。

（修正決定する場合）

３　交付事業に要する経費の配分及びこの配分された経費の額に対応する交付金の額の区分は、次のとおりである。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 交付事業に要する経費 | 交付金額 |
| ○○○費 | ○○○円 | ○○○円 |
| ○○○費 | ○○○円 | ○○○円 |
| ○○○費 | ○○○円 | ○○○円 |

〔額の確定〕

（直接交付事業の場合）

４　交付金の額の確定は、交付対象事業費の実績額に、交付要綱別表に定める各経費に対応する交付率を乗じて得た額と前記３の区分ごとの交付金の額（変更された場合には変更された額とする。）とのいずれか低い額の合計額とする。

（間接交付事業の場合）

４　交付金の額の確定は、前記３の区分ごとの間接交付事業に要した実績額に交付要綱別表に定める各経費に対応する交付率を乗じて得た額と前記３の区分ごとの交付金の額（変更された場合には変更された額とする。）とのいずれか低い額の合計額とする。

〔交付条件〕

〔交付関係を規制する要綱等の引用〕

５　交付事業者は、別表に掲げる法令等に従わなければならない。

６　交付金交付の条件は、前記５に定めるもののほか次のとおりとする。

(1)　交付事業者は、次の各号の一に掲げる場合には、あらかじめ知事（又は農林事務所長）の承認を受けなければならない。

ア　交付事業に要する経費の配分の変更（交付要綱で定める軽微な変更を除く。）をしようとする場合

イ　交付事業の内容の変更（交付要綱で定める軽微な変更を除く。）をしようとする場合

ウ　交付事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(2)　交付事業者は、交付要綱で定める軽微な変更をしようとする場合には、別表に掲げる法令等に従い、知事（又は農林事務所長）に届け出なければならない。

(3)　交付事業者は、交付事業が予定の期間内に完了しない場合又は交付事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに知事（又は農林事務所長）に報告してその指示を受けなければならない。

〔交付事業者が地方公共団体である場合〕

(4)　交付事業者は、交付要綱第12条第１項により、当該交付事業等に係る国の交付金等と当該交付事業等に係る当該地方公共団体の予算及び決算との関係を明らかにした交付金調書を作成してこれを保管し、交付事業終了の翌年度から起算して５ヵ年間整備保管しなければならない。

ただし、交付事業により取得し又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、交付要綱第12条第２項の財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管しなければならない。

〔交付事業者が地方公共団体以外の者で証拠書類の保存期間を定める場合〕

(4)　交付事業者は、交付要綱第12条第１項により、この交付金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を、交付事業終了の翌年度から起算して５ヵ年間整備保管しなければならない。

ただし、交付事業により取得し又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、交付要綱第12条第２項の財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管しなければならない。

〔消費税仕入控除税額が明らかでないため、消費税相当額を含めて交付決定を行う場合〕

(5)　交付事業者は、交付金の交付を申請するに当たって、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額（交付対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が明らかでないため、消費税等相当額を含めて申請した場合については、次の条件に従わなければならない。

ア　交付事業者は、実績報告を行うに当たって、当該交付金に係る仕入れに係る消費税額相当額が明らかになった場合には、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

イ　交付事業者は、実績報告の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る仕入れに係る消費税相当額が確定した場合には、その金額（実績報告において前記アにより減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を交付要綱第９条第２項により速やかに知事（又は農林事務所長）に報告するとともに、当該金額を県に返還しなければならない。

〔財産の善良なる管理者の注意及び処分制限の条件を付する場合〕

(6)　交付事業者は、交付事業により取得し又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、交付金交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなればならない。

(7)　前号の財産のうち１件当たりの取得価格50万円以上の財産について、「減価償却資産の耐用年数に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める期間）においては、知事の承認を受けないで、交付金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供してはならない。

ただし、交付事業を行うに当たって、交付対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）を交付金交付申請書に記載している場合は、次の条件により、知事の承認を受けたものとする。

（ｱ）担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること

（ｲ）本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと

(8)　交付事業者が前号により承認を得て財産を処分したことにより、収入があったときは、当該収入の全部又は一部を知事に納付させることがある。

(9) 第７項び前項の規定にかかわらず、前項の規定その他の国庫納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の国庫交付金相当額の全部を国に納付したと認められる場合は、第７項及び前項の規定は当該取得財産等については適用しない。

〔申請の取り下げのできる期日〕

(10) 交付要綱第６条の規定に基づき、交付事業者が申請の取り下げのできる期日は、交付決定の通知を受理した日から起算して15日を経過した日までとする。

〔事業実施主体が地方公共団体以外である場合〕

(11)　事業実施主体は、事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

(12)　事業実施主体は、前号により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、書面により農林水産省の機関から指名停止の措置等を受けていない旨の申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

〔間接交付事業の場合〕

７　交付事業者は、概算払いにより間接交付金に係る交付金の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた交付金の額を遅滞なく間接交付事業者に交付しなければならない。

８　交付事業者は、間接交付事業者が間接交付事業により取得し又は効用の増加した財産について、その実態を十分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。

９　交付金交付の条件は、前記５，６，７，８に定めるもののほか、次のとおりとする。

（１）交付事業者は、間接交付金の交付に際しては、間接交付事業者に対し、次に掲げる条件を付さなければならない。

ア　別表に掲げる法令等に従うべきこと。

イ　間接交付事業者は、次の各号の一に掲げる場合には、あらかじめ交付事業者の承認を受けなければならない。

(ｱ)　間接交付事業に要する経費の配分を変更（交付要綱で定める軽微な変更を除く。）しようとする場合

(ｲ)　間接交付事業の内容を変更（交付要綱で定める軽微な変更を除く。）しようとする場合

(ｳ)　間接交付事業を中止し、又は廃止しようとする場合

ウ　間接交付事業者は、交付要綱で定める軽微な変更をしようとする場合には、別表に掲げる法令等に従い、交付事業者に届け出なければならない。

エ　間接交付事業者は、間接交付事業が予定の期間内に完了しない場合又は間接交付事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに交付事業者に報告してその指示を受けなければならない。

〔間接交付事業者が地方公共団体以外の者で証拠書類の保存期間を定める場合〕

オ　間接交付事業者は、交付要綱第12条第１項により、この交付金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出について証拠書類を、交付事業終了の翌年度から起算して５ヵ年間整備保管しなければならない。

ただし、間接交付事業により取得し又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、交付要綱第12条第２項の財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管しなければならない。

〔消費税仕入控除税額が明らかでないため、消費税相当額を含めて交付決定を行う場合〕

カ　間接交付事業者は、交付金の交付を申請するに当たって、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額（交付対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が明らかでないため、消費税等相当額を含めて申請した場合については、次の条件に従わなければならない。

(ｱ)　間接交付事業者は実績報告を行うに当たって、当該交付金に係る仕入れに係る消費税額相当額が明らかになった場合には、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

(ｲ)　間接交付事業者は、実績報告の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る仕入れに係る消費税相当額が確定した場合には、その金額（実績報告において前記(ｱ)により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を交付要綱第９条第２項により速やかに交付事業者に報告するとともに、交付事業者の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

〔財産の善良なる管理者の注意及び処分制限の条件を付する場合〕

キ　間接交付事業者は、間接交付事業により取得し又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、交付金交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなればならない。

ク　前号の財産のうち１件当たりの取得価格50万円以上の財産について、「減価償却資産の耐用年数に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める期間）においては、知事の承認を受けないで、交付金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供してはならない。

ただし、間接交付事業を行うに当たって、交付対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が交付金交付申請書に記載している場合は、交付事業者の承認を受けたものとする。

ケ　間接交付事業者が前号により承認を得て財産を処分したことにより、収入があったときは、当該収入の全部又は一部を交付事業者に納付させることがある。

〔事業実施主体が地方公共団体以外である場合〕

　　 コ　事業実施主体は、事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

サ　事業実施主体は、前号により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、書面により農林水産省の機関から指名停止の措置等を受けていない旨の申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

（別表）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 法令等名 | 年月日番号等 | 備考 |
| 農林畜水産業関係補助金等交付規則 | 昭和31年４月30日  農林省令第18号 |  |
| 福島県補助金等の交付等に関する規則 | 昭和45年10月27日  福島県規則第107号 |  |
| 福島県農畜産物産地体制強化事業補助金等交付要綱 | 平成17年４月１日17生流第230号  福島県農林水産部長通知 |  |
| 強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱 | 令和４年４月１日付け３農産第2890号  農林水産事務次官依命通知 |  |
| 強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ等の交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて | 令和４年４月１日付け３農産第2897号  農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）、農林水産省農産局長、農林水産省畜産局長通知 |  |
| 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 | 昭和30年８月27日法律第179号 |  |
| 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令 | 昭和30年９月26日政令第255号 |  |
| 福島県強い農業づくり総合支援交付金事務取扱要領 | 平成17年４月１日17生流第231号  福島県農林水産部長通知 |  |

（以上）

（注）交付事業者名は、次の要領で記載する。なお、交付事業者名には、敬称は付けない。

ア　法人（地方公共団体を除く）にあっては、その所在地及び名称

イ　地方公共団体にあっては、その名称

ウ　法人格を有しない団体にあっては、その所在地及び名称並びに代表者又は責任者の住所及び氏名

第６号様式

（番　　　号）

年　　月　　日

福島県知事

（福島県○○農林事務所長経由）

直接交付事業者の長

市町村長

○○年度福島県強い農業づくり総合支援交付金の実施計画（年度実施計画 ※１）（及び再編利用計画・再編合理化計画 ※２）変更届

下記により○○年度○○事業の実施計画を変更したいので、下記のとおり届け出ます。

記

|  |  |
| --- | --- |
| １　事業名 |  |
| ２　交付金交付決定年月日 |  |
| ３　変更の理由 |  |
| ４　変更の内容 |  |
| ５　添付資料 |  |

※１　複数年にわたる整備事業で２年度目以降の事業計画について届け出る場合に、「年度実施計画」とすること。

※２　再編計画と併せ届け出る場合に、「事業実施計画及び再編利用計画」もしくは「事業実施計画及び再編合理化計画」とすること。

（注）直接交付事業者の場合には福島県知事あてに提出し、市町村の場合には福島県農林事務所長に提出する。